一般社団法人ＭＩＴ旅費支給規則

平成２５年７月８日決定

（総則）

第１条　この規則は、一般社団法人ＭＩＴ（以下、「本法人」という。）の業務のために旅行する本法人の社員または外部協力者（以下、「出張者」という。）に対して支給する旅費について規定する。

（条例の準用）

第２条　出張者に対して支給する旅費については、この規則に定めるものの他、対馬市職員の旅費に関する条例（平成16年条例第50号。以下「条例」という。）に準ずるものとする。

（旅費の支給）

第３条　出張者に対し、旅費を支給する。

２　本法人以外の者から依頼を受けて出張する場合で、その者から出張者に対して旅費が支給される場合は支給しない。

（日当）

第４条　日当は、昼食や領収書を受領し難い少額の交通費に充てるものとする。

２　日当は、用務先が対馬市内の場合は支給しない。

（宿泊費）

第５条　宿泊費は、宿泊に要する費用を支給する。

２　前項の費用を証明するため、領収書等を提出するものとする。

３　宿泊費は、パッケージツアー等に含まれる場合は支給しない。

（交通費）

第６条　交通費は領収書に基づき実費額を支給する。

２　航空機で移動の場合、搭乗を証明する書類として搭乗券又は搭乗証明書を提出する。

（自家用車を使用した場合の交通費）

第７条　自家用車で移動の場合、1kmあたり20円を支給する。ただし、1lm未満の端数は切り捨てるものとする。

２　前項の場合であっても、用務先が対馬市上県町内の場合は支給しない。

（キャンセル料）

第８条　交通費、宿泊費及びパッケージツアー等について、やむを得ない事由により払い戻し等が発生した場合はキャンセル料を支給する。